

白河市復興推進計画（案）

平成26年 1月17日
福島県白河市

1. 計画の区域

白河市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした。本市においても震度6強を記録し、家屋の倒壊のみならず民間事業所、公共施設等が被災し、その被害は甚大なものであった。

また、主要な工場や中小企業も大きな被害を受け、事業所の閉鎖・撤退や雇用者の解雇、流出等により、雇用者数は震災前に比べて約10%も減少しており、市民生活と地域経済の停滞を招いている。

このような状況の中で、東北自動車道白河中央スマートインターチェンジを整備している本市の地理的優位性を最大限に活用し、福島復興に貢献していくとともに、本市の中核的産業を担う立地企業の製造設備の増強に向けた支援を進めることにより、市民生活の安定化と地域経済の活力の再生を図り、安定的な雇用確保や新たな雇用を創出することを本計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の安定的な雇用確保や新たな雇用創出及び市民生活の安定並びに地域経済の活性化を促進するため、本市製造業において製造品出荷額の47%を占める中核的産業であるゴム製品製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する住友ゴム工業株式会社（以下「対象事業者」という。）が、白河地区農工団地（白河市双石）において、タイヤ等を製造するゴム製品製造設備の増設等を行うために必要な資金を貸し付ける事業。

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

対象事業者は従来から本市産業の中心となり、地域経済の活性化に大きく寄与してきた。

本市のゴム製品製造業は、市内の製造業における年間出荷額の約47%、従業者数の約26%を占める本市の中核的産業である。その中でも対象事業者はゴム製品製造業において従業員数の約86%を占めており、今回の投資の規模としても本市のゴム製品製造業の平均投資額を大きく上回っている。

したがって、今回のゴム製品製造業の核となる対象事業者が設備投資等を行うことは、目標に掲げた「市民生活の安定化と地域経済の活力の再生を図り、安定的な雇用確保や新たな雇用を創出する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社東邦銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

ゴム製品設備の増設等を行う対象事業者は、本市のゴム製品製造業の主要企業であり、ゴム製品の研究開発や製造を行い、積み重ねられた技術力、品質は世界的なレベルを誇る企業である。製造された製品は国内のみならず国外にまで供給しており、本市に工場を構える事業者の中でもトップクラスの売上高を誇っている。

また、対象事業者は、従来から地域産業の牽引的な役割を果たしており、今後、本市において、さらなる地域産業の活性化に寄与する企業である。

このため、当該計画の実施により、ゴム製品製造の生産能力の向上が期待でき、安定的な雇用の確保や新規雇用の創出及び関連する地域産業の活性化に結びつくものであり、これらの効果は本市における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生が期待できる。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、白河市、福島県、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする白河市復興推進協議会（地域協議会）において法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。